

定期生命共済事業規約新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(事業)</p> <p>第2条 <b>〔中略〕</b></p> <p>3. この会は、<u>本則</u>とは異なる要件を付帯する場合には、次の各号に掲げる条件（以下「特則」といいます。）を<b>〔削除〕</b>付帯することができます。</p> <p>(1) 第2編第1章「重度障害共済金不担保特則」</p> <p>(2) 第2編第2章「無解約返戻金特則」</p> <p><b>〔3〕第2編第3章「クレジットカード払特則」</b></p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 <b>〔中略〕</b></p> <p>3. この会は、<u>基本契約および特約</u>とは異なる要件を付帯する場合には、次の各号に掲げる条件（以下「特則」といいます。）を<u>基本契約および特約に</u>付帯することができます。</p> <p>(1) 第2編第1章「重度障害共済金不担保特則」</p> <p>(2) 第2編第2章「無解約返戻金特則」</p> <p><b>〔挿入〕</b></p>
<p>(特約等の付帯と共済契約の種類)</p> <p>第3条 共済契約者は、基本契約を締結したときに限り、特約<u>および特則</u>を付帯できます。</p> <p><b>〔削除〕</b></p> <p><b>2.</b> 次の各号を総称して「共済契約」といいます。</p> <p>(1) 基本契約のみの契約</p> <p>(2) 基本契約に特約を付帯して締結する契約</p> <p>(3) <u>前2号に特則を付帯して締結する契約</u></p> <p><b>3.</b> <u>この会が実施する</u>定期生命共済事業にかかる共済契約の種類は、別表第5「共済契約の種類」に定めます。</p> <p><b>4.</b> <u>別表第5「共済契約の種類」に定める各共済契約の種類の基本契約口数および特約口数の組み合わせ（以下「共済契約の型」といいます。）ならびに各共済契約の型の共済掛金額は、定期生命共済事業細則（以下「細則」といいます。）に定めます。</u></p>	<p>(特約等の付帯と共済契約の種類)</p> <p>第3条 共済契約者は、基本契約を締結したときに限り、特約<b>〔挿入〕</b>を付帯できます。</p> <p><b>2.</b> <u>共済契約者は、基本契約に特約を付帯したときに限り、特則を付帯できます。</u></p> <p><b>3.</b> 次の各号を総称して「共済契約」といいます。</p> <p>(1) 基本契約のみの契約</p> <p>(2) 基本契約に特約を付帯して締結する契約</p> <p>(3) <u>基本契約に特約および特則を付帯して締結する契約</u></p> <p>4. <b>〔挿入〕</b> 定期生命共済事業にかかる共済契約の種類は、別表第5「共済契約の種類」に定めます。</p> <p><b>〔挿入〕</b></p>
<p>(被共済者の範囲)</p> <p>第7条 <b>〔中略〕</b></p>	<p>(被共済者の範囲)</p> <p>第7条 <b>〔中略〕</b></p>

新条文	旧条文
<p>4. 前3項の規定にかかわらず、共済契約の発効日において <u>細則</u>に定める「被共済者となることができない職業」に従事する者を被共済者とししないものとします。</p>	<p>4. 前3項の規定にかかわらず、共済契約の発効日において <u>定期生命共済事業細則（以下「細則」といいます。）</u>に定める「被共済者となることができない職業」に従事する者を被共済者とししないものとします。</p>
<p>(共済金受取人) 第9条 <b>〔中略〕</b></p> <p>4. 第1項および第3項の規定にかかわらず、共済契約者は、共済事故が発生するまでは、<b>〔削除〕</b>被共済者の同意（被共済者が未成年の場合には被共済者の法定代理人の同意とします。以下同様です。）を得て、この会に対して通知することにより、次の各号に該当する者に死亡共済金受取人を指定または変更することができます。</p> <p>(1) 共済契約者の親族 (2) <u>その他細則に定める前号に準ずると認められる者</u> <b>〔中略〕</b></p> <p><u>13. 共済契約者が共済金の支払事由の発生後、当該共済金の請求をおこなわずに死亡した場合には、共済契約者の相続人を共済金受取人とします。</u></p> <p><u>14. 本条において、同一の共済金を請求する権利につき</u>共済金受取人が2人以上あるときは、<b>〔削除〕</b>共済金受取人が代表者1人を決めるものとします。この場合において、その代表者は他の共済金受取人を代表して請求するものとします。</p> <p><u>15. 前項の規定によりこの会が1人の共済金受取人に対して共済金の全額を支払った後において、他の共済金受取人から共済金の全額または一部の支払いの請求がなされた場合には、この会は、他の共済金受取人には共済金を支払い</u></p>	<p>(共済金受取人) 第9条 <b>〔中略〕</b></p> <p>4. 第1項および第3項の規定にかかわらず、共済契約者は、共済事故が発生するまでは、<u>特に必要がある場合に限り、</u>被共済者の同意（被共済者が未成年の場合には被共済者の法定代理人の同意とします。以下同様です。）を得て、この会に対して通知することにより、次の各号に該当する者に死亡共済金受取人を指定または変更することができます。</p> <p>(1) 共済契約者の親族 (2) <u>その他この会が前号に準ずると認めた者</u> <b>〔中略〕</b> <b>〔挿入〕</b></p> <p><u>13. 本条において、同順位の共済金受取人が2人以上あるときは、同順位の共済金受取人が代表者1人を決めるものとします。この場合において、その代表者は他の共済金受取人を代表して請求するものとします。</u></p> <p><u>14. 前項の規定によりこの会が1人の共済金受取人に対して共済金の全額を支払った後において、他の共済金受取人から共済金の全額または一部の支払いの請求がなされた場合には、この会は、他の共済金受取人には共済金を支払い</u></p>

新条文	旧条文
<p>ません。  <b>〔削除〕</b></p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>ません。  <u>15. 共済契約者が共済金の支払事由の発生後、当該共済金の請求をおこなわずに死亡した場合には、共済契約者の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）で共済金の支払事由の発生時に生存している者を共済金受取人とします。</u>  <b>〔以下略〕</b></p>
<p>（共済金受取人の代理人）  第10条 共済契約者は、被共済者の同意を得て、この会に対して通知することにより、次の各号のいずれかに該当する者で1人の者に指定代理請求人を指定または変更することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）共済契約者の配偶者</li> <li>（2）共済契約者の3親等以内の親族</li> <li>（3）共済契約者の配偶者の3親等以内の親族</li> <li>（4）その他<u>細則に定める前3号に準ずると認められる者</u></li> </ol> <p>2. 共済契約者が共済金受取人となる場合で共済契約者に共済金を請求できない事情があり、かつ、共済契約者に法定代理人がないときは、指定代理請求人が、細則に定める、その事情を示す書類をもってその旨をこの会に通知し、共済契約者の代理人として共済金の請求をすることができます。なお、<u>細則に定める方法により</u>共済金を支払います。</p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>4. <b>〔削除〕</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、第1</p>	<p>（共済金受取人の代理人）  第10条 共済契約者は、被共済者の同意を得て、この会に対して通知することにより、次の各号のいずれかに該当する者で1人の者に指定代理請求人を指定または変更することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）共済契約者の配偶者</li> <li>（2）共済契約者の3親等以内の親族</li> <li>（3）共済契約者の配偶者の3親等以内の親族</li> <li>（4）その他<u>特別の事情がある者としてこの会が前3号に準ずると認めた者。ただし、当会所定の書類等により共済契約者のために共済金を請求すべき適当な理由がある</u>とこの会が認めたものに限ります。</li> </ol> <p>2. 共済契約者が共済金受取人となる場合で共済契約者に共済金を請求できない事情があり、かつ、共済契約者に法定代理人がないときは、指定代理請求人が、細則に定める、その事情を示す書類をもってその旨をこの会に通知し、共済契約者の代理人として共済金の請求をすることができます。なお、<u>この会が指定する場所で</u>共済金を支払います。</p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>4. <u>指定代理請求人が</u> 次の各号のいずれかに該当する場合に</p>

新条文	旧条文
<p>項および第3項の規定による<u>指定代理請求人の</u>指定または変更は効力を失います。</p> <p>(1) 共済金請求時に、指定代理請求人が第1項各号のいずれにも該当しないとき</p> <p>(2) <u>第22条</u>（共済契約による権利義務の承継）の規定により、当該共済契約者以外の者が共済契約者となったとき</p> <p>(3) 被共済者と同一人である共済契約者が死亡したとき</p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>6. (1) 共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、次のア～エのいずれかに該当するため指定代理請求人による請求ができず、かつ、共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の法定代理人がいなるときは、共済金受取人の代理人として、第3号に定めるいずれかの者（以下「代理請求人」といいます。）が共済金の請求をすることができます（エに該当する場合には、死亡共済金の請求に限ります。）。なお、<u>細則に定める方法により</u>共済金を支払います。</p> <p>ア. 指定代理請求人が請求時に第1項に定める範囲外である場合</p> <p>イ. 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡している場合<u>および第4項第2号または第3号のいずれかに該当することにより指定または変更の効力が失われた場合</u>を含みます。）</p> <p>ウ. 指定代理請求人に<u>細則に定める</u>共済金等を請求できない<b>〔削除〕</b>事情がある場合</p> <p>エ. 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、死亡共済金受取人を指定している場合（共済契約者が死亡共済金受取人とならない場合）</p>	<p>は、第1項および第3項の規定による<b>〔挿入〕</b>指定または変更は効力を失います。</p> <p>(1) 共済金請求時に、指定代理請求人が第1項各号のいずれにも該当しないとき</p> <p>(2) <u>第20条</u>（共済契約による権利義務の承継）の規定により、当該共済契約者以外の者が共済契約者となったとき</p> <p>(3) 被共済者と同一人である共済契約者が死亡したとき</p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>6. (1) 共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、次のア～エのいずれかに該当するため指定代理請求人による請求ができず、かつ、共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の法定代理人がいなるときは、共済金受取人の代理人として、第3号に定めるいずれかの者（以下「代理請求人」といいます。）が共済金の請求をすることができます（エに該当する場合には、死亡共済金の請求に限ります。）。なお、<u>この会が指定する場所で</u>共済金を支払います。</p> <p>ア. 指定代理請求人が請求時に第1項に定める範囲外である場合</p> <p>イ. 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡している場合<b>〔挿入〕</b>を含みます。）</p> <p>ウ. 指定代理請求人に<b>〔挿入〕</b>共済金等を請求できない<b>特別な</b>事情がある場合</p> <p>エ. 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、死亡共済金受取人を指定している場合（共済契約者が死亡共済金受取人とならない場合）</p>

新条文	旧条文
<p>(2) 代理請求人は、細則に定める共済金受取人に共済金を請求できない事情があることを示す書類をもってこの会に通知し、この会の承諾を得ることにより、共済金の請求をすることができます。</p> <p>(3) 前2号に定める代理請求人には、次のア～エのいずれかがなることができるものとします。</p> <p>ア. 共済金受取人の配偶者</p> <p>イ. 共済金受取人と同居または生計を共にする共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p>ウ. 共済金受取人と同居または生計を共にする、共済金受取人の配偶者の3親等以内の親族</p> <p>エ. ア～ウに該当する者がいない場合またはア～ウに該当する者に共済金を請求できない事情がある場合には、ア～ウ以外の共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>(2) 代理請求人は、細則に定める共済金受取人に共済金を請求できない事情があることを示す書類をもってこの会に通知し、この会の承諾を得ることにより、共済金の請求をすることができます。</p> <p>(3) 前2号に定める代理請求人には、次のア～エのいずれかがなることができるものとします。</p> <p>ア. 共済金受取人の配偶者</p> <p>イ. 共済金受取人と同居または生計を共にする共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p>ウ. 共済金受取人と同居または生計を共にする、共済金受取人の配偶者の3親等以内の親族</p> <p>エ. ア～ウに該当する者がいない場合またはア～ウに該当する者に共済金を請求できない事情がある場合には、ア～ウ以外の共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(<u>重要事項</u>の提示)</p> <p>第11条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約の申込みをしようとする者(以下「共済契約申込者」といいます。)に対し、この規約に定める事項のうち、共済契約<u>に関する</u>重要な事項(以下「重要事項」といいます。)をあらかじめ提示します。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>(<u>共済契約内容</u>の提示)</p> <p>第11条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約の申込みをしようとする者(以下「共済契約申込者」といいます。)に対し、この規約に定める事項のうち、共済契約<u>の内容と</u><u>なるべき</u>重要な事項(以下「重要事項」といいます。)をあらかじめ提示します。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(共済契約の申込み)</p> <p>第12条 <b>〔中略〕</b></p> <p>3. この会は、第1項の事項および前項の告知事項を一部省略することができます。また、<b>〔削除〕</b>前項に定めるもののほか、この会の指定する健康診断書の提出を求めること</p>	<p>(共済契約の申込み)</p> <p>第12条 <b>〔中略〕</b></p> <p>3. この会は、第1項の事項および前項の告知事項を一部省略することができます。また、<u>この会が特に必要と認めた場合には、</u>前項に定めるもののほか、この会の指定する健</p>

新条文	旧条文
<p>ができます。</p> <p>4. 第1項の申込みにあたっては、共済契約申込者は、第1回目の共済掛金に相当する額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込書提出の日（以下「申込日」といいます。）から3ヵ月以内に、<u>第18条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所に払い込まなければなりません。申込日から3ヵ月以内に初回掛金の払込みがなされない場合、当該共済契約の申込みはなかったものとして取扱います。なお、この会が指定する場所に共済掛金を払い込んだ場合は第14条（共済契約の成立および効力の発生）第1項の規定にかかわらず、第19条（共済掛金の口座振替）第2項に定める振替日に払い込まれたものとします。</u></p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>7. 共済契約申込書に記載された被共済者の生年月日もしくは被共済者の性別に誤りがあった場合において、<u>第36条（共済契約の無効）</u>により当該共済契約が無効になるとき以外のときは、細則に定める方法により取扱います。</p> <p><b>〔削除〕</b></p>	<p>康診断書の提出を求めることができます。</p> <p>4. 第1項の申込みにあたっては、共済契約申込者は、第1回目の共済掛金に相当する額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込書提出の日（以下「申込日」といいます。）から3ヵ月以内に、<u>この会の指定する場所に払い込まなければなりません。ただし、この会が特に認めた場合には、申込日から6ヵ月以内に初回掛金を払い込むことができます。</u></p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>7. 共済契約申込書に記載された被共済者の生年月日もしくは被共済者の性別に誤りがあった場合において、<u>第34条（共済契約の無効）</u>により当該共済契約が無効になるとき以外のときは、細則に定める方法により取扱います。</p> <p><u>8. 共済契約申込者は、第1項および第2項にかかわらず、この会が定めるインターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法で共済契約の申込みの手続きをすることができます。ただし、この会が定める基準を満たす場合に限りです。</u></p>
<p>（共済契約の更新および更改）</p> <p>第15条 共済契約者は、共済期間満了後引き続いて被共済者を変更しないで共済契約を更新する場合には、共済期間の満了日までに<u>申し込まなければなりません。申込みにあたっては、第12条（共済契約の申込み）の規定を準用します。</u></p>	<p>（共済契約の更新および更改）</p> <p>第15条 共済契約者は、共済期間満了後引き続いて被共済者を変更しないで共済契約を更新する場合には、共済期間の満了日までに<u>第12条（共済契約の申込み）の規定により申し込まなければなりません。</u></p>

新条文	旧条文
<p>2. 前項の規定による共済契約申込みの諾否については、第13条（共済契約申込みの諾否）を準用します。<b>〔削除〕</b></p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>5. 第1項および第3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約の更新はできません。</p> <p>(1) 更新する共済契約の発効日（以下「更新日」といいます。）において共済契約者が第6条（共済契約者の範囲）に規定する範囲外であるとき</p> <p>(2) 更新日において被共済者が第7条（被共済者の範囲）に規定する範囲外であるとき。ただし、同4項に該当する場合は、契約金額を増額しない場合は更新できることとします。</p> <p>(3) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められる場合</p> <p>イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合</p> <p>ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合</p> <p>エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合</p> <p>(4) <u>前3号のほか、共済契約の更新が不相当であると認められるとき</u></p>	<p>2. 前項の規定による共済契約申込みの諾否については、第13条（共済契約申込みの諾否）を準用します。<u>この会が承諾しない場合には、契約金額を増額できません。</u></p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>5. 第1項および第3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約の更新はできません。</p> <p>(1) 更新する共済契約の発効日（以下「更新日」といいます。）において共済契約者が第6条（共済契約者の範囲）に規定する範囲外であるとき</p> <p>(2) 更新日において被共済者が第7条（被共済者の範囲）に規定する範囲外であるとき。ただし、同4項に該当する場合は、契約金額を増額しない場合は更新できることとします。</p> <p>(3) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められる場合</p> <p>イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合</p> <p>ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合</p> <p>エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合</p> <p>(4) <u>その他この会が、共済契約の更新を不相当であると認めたとき</u></p>



新条文	旧条文
<p>〔中略〕</p> <p>7. 更新契約の初回掛金は、更新日の前日までに払い込まなければなりません。<u>なお、第16条（共済掛金の払込方法および払込期日）第5項および第17条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</u></p> <p>〔以下略〕</p>	<p>〔中略〕</p> <p>7. 更新契約の初回掛金は、更新日の前日までに払い込まなければなりません。<u>ただし、この会が特に必要と認める場合は、</u>第16条（共済掛金の払込方法および払込期日）第5項および第17条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（共済掛金の払込方法および払込期日）</p> <p>第16条 〔中略〕</p> <p>2. 共済契約者は、<u>第18条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所に共済掛金を払い込まなければなりません。</u></p> <p>〔中略〕</p> <p>5. この会は、前2項の規定にかかわらず、第2回目以後の共済掛金の<u>払込み</u>について、払込方法別応当日の前日<u>が</u>属する月の末日（以下「払込期日」といいます。）までとすることができます。</p>	<p>（共済掛金の払込方法および払込期日）</p> <p>第16条 〔中略〕</p> <p>2. 共済契約者は、〔挿入〕この会が指定する場所に共済掛金を<u>払込まなければなりません。</u></p> <p>〔中略〕</p> <p>5. この会は、前2項の規定にかかわらず、第2回目以後の共済掛金の<u>払い込み</u>について、払込方法別応当日の前日<u>の</u>属する月の末日（以下「払込期日」といいます。）までとすることができます。</p>
<p><u>（共済掛金の払込経路）</u></p> <p><u>第18条 共済契約者は、第12条（共済契約の申込み）および前2条に定める共済掛金の払込みについて、口座振替によりおこなうことができます。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、共済契約者は、第2編第3章に定めるクレジットカード払特則を付帯することにより、クレジットカードで共済掛金の払込みをおこなうことができます。ただし、この会の会員がクレジットカードによる共済掛金の払込みを取扱っている場合に限り、</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>（共済掛金の口座振替）</u></p> <p><u>第19条 共済掛金を口座振替により払い込む場合、次の各号の</u></p>	<p>〔新設〕</p>



新条文	旧条文
<p><u>いずれも満たさなければなりません。</u></p> <p><u>(1) 共済契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、この会が指定する金融機関等（以下「金融機関等」といいます。）に設置されていること</u></p> <p><u>(2) 共済契約者または指定口座の名義人が、金融機関等に対し、指定口座からこの会の指定する口座へ共済掛金の口座振替を委託すること</u></p> <p><u>2. 前項の場合、共済掛金は、第12条（共済契約の申込み）第4項の規定にかかわらず、この会の定める日（第2回目以後の共済掛金の場合は、払込期日の属する月中のこの会の定める日。以下「振替日」といいます。）に指定口座から共済掛金相当額をこの会の指定する口座に振り替えることによって、この会に払い込まれるものとします。ただし、金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。</u></p> <p><u>3. 前項の場合、振替日に共済掛金が払い込まれたものとします。</u></p> <p><u>4. 初回掛金を口座振替により払い込む場合で、振替日に初回掛金の口座振替ができなかったときの取扱いは、次の各号のとおりです。</u></p> <p><u>(1) 月払の場合</u>  <u>共済契約者は、翌月の振替日に、初回掛金と翌月払い込むべき共済掛金を合算して口座振替により払い込むことができます。</u></p> <p><u>(2) 年払の場合</u>  <u>共済契約者は、振替日の翌月の応当日（金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日）に、再度、初回掛金を口座振替により払い込むことができます。</u></p>	

新条文	旧条文
<p><u>5. 前項の場合、第2項に定める初回の振替日に初回掛金の払込みがあったものとみなします。</u></p> <p><u>6. 第2回目以後の共済掛金について、第17条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間内に未払込共済掛金がある場合、払込猶予期間中の振替日に当該未払込共済掛金を含めた共済掛金の合計金額を口座振替により払い込まない限り、共済掛金の払込みはなかったものとして取扱います。</u></p> <p><u>7. 同一の指定口座から2つ以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。）の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は、この会に対してそのうち一部の共済掛金の払込みを指定できません。</u></p> <p><u>8. 共済契約者は、振替日の前日までに共済掛金相当額を指定口座に預けておくことを要します。</u></p> <p><u>9. この会は、口座振替により払い込む共済掛金について、共済掛金請求書および共済掛金領収書の発行を省略することができます。</u></p> <p><u>10. この会は、この会または金融機関等の事情により、振替日または金融機関等を変更することがあります。この場合、この会はその旨をあらかじめ共済契約者に通知します。</u></p>	
<p>（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）</p> <p><b>第20条</b>      <b>〔中略〕</b></p> <p>3. 第1項の規定は、<b>第36条</b>（共済契約の無効）第1項第2号の規定にかかわらず、第1回目の共済掛金に相当する額が<b>払い込まれた場合に適用できる</b>ものとします。この場合には、共済掛金が払い込まれた日の翌日に共済契約が発効</p>	<p>（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）</p> <p><b>第18条</b>      <b>〔中略〕</b></p> <p>3. 第1項の規定は、<b>第34条</b>（共済契約の無効）第1項第2号の規定にかかわらず、第1回目の共済掛金に相当する額が<b>払い込まれ、この会が特に認めた場合には適用する</b>ものとします。この場合には、共済掛金が払い込まれた日の</p>

新条文	旧条文
<p>し、その日において共済契約が終了したものとみなします。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>翌日に共済契約が発効し、その日において共済契約が終了したものとみなします。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(共済金額の減額)</p> <p><u>第21条</u> 〔中略〕</p> <p>3. 前2項の規定により、基本契約および特約の共済金額の減額または特約の解約をした場合には、共済契約は、減額部分を解約したものと取り扱い、<u>第34条</u> (共済契約の解約) の規定を準用します。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(共済金額の減額)</p> <p><u>第19条</u> 〔中略〕</p> <p>3. 前2項の規定により、基本契約および特約の共済金額の減額または特約の解約をした場合には、共済契約は、減額部分を解約したものと取り扱い、<u>第32条</u> (共済契約の解約) の規定を準用します。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(共済契約による権利義務の承継)</p> <p><u>第22条</u> 〔中略〕</p> <p><u>2. 前項の場合、第26条 (質入れ等の禁止) の規定にかかわらず、共済契約者は、承継時点ですでに発生していた共済金を請求する権利を共済契約の承継人となる者に譲渡することができます。</u></p> <p><u>3. 共済契約者が死亡した場合、当該共済契約の被共済者が、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。ただし、被共済者が承継することが困難な場合は、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、他の者が承継できるものとします。</u></p> <p><u>4. 第1項または前項の場合において、共済契約の承継人となる者は、第6条 (共済契約者の範囲) に定める者であり、かつ被共済者がその者との関係において第7条 (被共済者の範囲) 第1項に定める範囲となる者でなければなりません。</u></p>	<p>(共済契約による権利義務の承継)</p> <p><u>第20条</u> 〔中略〕</p> <p>〔挿入〕</p> <p><u>2. 共済契約者が死亡した場合、当該共済契約の被共済者が、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。ただし、被共済者が承継することが困難な場合は、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、他の者が承継できるものとします。</u></p> <p><u>3. 前2項の場合において、共済契約の承継人となる者は、第6条 (共済契約者の範囲) に定める者であり、かつ被共済者がその者との関係において第7条 (被共済者の範囲) 第1項に定める範囲となる者でなければなりません。</u></p>
<p>(共済契約者の通知義務)</p>	<p>(共済契約者の通知義務)</p>

新条文	旧条文
<p><b>第23条</b> <b>〔中略〕</b> <b>〔削除〕</b></p>	<p><b>第21条</b> <b>〔中略〕</b> <u>4. 共済契約者は、第1項に定める事項のうち、この会が認めた事項について、この会が定めるインターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法でこの会に通知することができます。ただし、この会が定める基準を満たす場合に限り。</u></p>
<p>(必要事項の報告) <b>第24条</b> <b>〔以下略〕</b></p>	<p>(必要事項の報告) <b>第22条</b> <b>〔以下略〕</b></p>
<p>(通知および報告の不履行) <b>第25条</b> <b>〔以下略〕</b></p>	<p>(通知および報告の不履行) <b>第23条</b> <b>〔以下略〕</b></p>
<p>(質入れ等の禁止) <b>第26条</b> 共済契約者および共済金受取人は、共済金、解約返戻金および<b>契約者</b>割戻金等を請求する権利を質入れまたは譲渡することができないものとします。</p>	<p>(質入れ等の禁止) <b>第24条</b> 共済契約者および共済金受取人は、共済金、解約返戻金および<b>〔挿入〕</b>割戻金等を請求する権利を質入れまたは譲渡することができないものとします。</p>
<p>(共済金の支払請求) <b>第27条</b> 共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、この会に対して<b>〔削除〕</b>通知し、共済金支払請求書と細則に定める<b>提出書類</b>をこの会に提出し、共済金の支払いを請求<b>するものとします。</b></p>	<p>(共済金の支払請求) <b>第25条</b> 共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、この会に対して<b>遅滞なく</b>通知し、共済金支払請求書と細則に定める<b>添付書類</b>をこの会に提出し、共済金の支払いを請求<b>しなければなりません。</b></p>
<p>(共済金の支払い) <b>第28条</b> この会は、共済金の請求に必要な書類すべてがこの会に到達した日の翌日以後、10日以内に<b>細則に定める方法により</b>共済金を支払います。ただし、次の各号に定める日はこの10日に含みません。 (1) 土曜日および日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に定める休日</p>	<p>(共済金の支払い) <b>第26条</b> この会は、共済金の請求に必要な書類すべてがこの会に到達した日の翌日以後、10日以内に<b>この会が指定する場所で</b>共済金を支払います。ただし、次の各号に定める日はこの10日に含みません。 (1) 土曜日および日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に定める休日</p>

新条文	旧条文
<p>(3) 12月29日から翌月3日までの日 〔以下略〕</p>	<p>(3) 12月29日から翌月3日までの日 〔以下略〕</p>
<p>(生死不明の場合の共済金の支払い) <u>第29条</u> この会は、被共済者の生死が不明の場合において、細則に掲げる事由に該当したときは、細則に定める日において被共済者が死亡したものとみなして共済金を支払います。 〔以下略〕</p>	<p>(生死不明の場合の共済金の支払い) <u>第27条</u> この会は、被共済者の生死が不明の場合において、細則に掲げる事由に該当し、被共済者が死亡したものと認めるときは、この会が認めた日において被共済者が死亡したものとみなして共済金を支払います。 〔以下略〕</p>
<p>(時効) <u>第30条</u> <u>共済金を請求する権利ならびに解約返戻金および契約者割戻金を請求する権利は、これらを行行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅します。</u> 〔削除〕  〔削除〕</p>	<p>(時効) <u>第28条</u> <u>この会は、共済金受取人が共済金の請求手続きを、その共済事故の発生した日の翌日から起算して3年間おこなわなかったときは、共済金を支払う義務を免れます。</u>  <u>2. この会は、共済契約者が共済掛金の返還の請求手続きを、その返還の原因となる事由が発生した日の翌日から起算して3年間おこなわなかったときは、その返還の義務を免れます。</u>  <u>3. この会は、共済契約者が解約返戻金ならびに契約者割戻金（以下「諸返戻金」といいます。）の請求の事由を知ったときから請求手続きを3年間おこなわなかったときは、その支払いの義務を免れます。</u></p>
<p>(他の障害その他の影響がある場合) <u>第31条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(他の障害その他の影響がある場合) <u>第29条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(戦争その他の非常な出来事の場合) <u>第32条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(戦争その他の非常な出来事の場合) <u>第30条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(共済契約の失効) <u>第33条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(共済契約の失効) <u>第31条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(共済契約の解約)</p>	<p>(共済契約の解約)</p>

新条文	旧条文
<p><b>第34条</b> <b>〔以下略〕</b></p> <p>(債権者等による解除および共済金受取人による共済契約の存続)</p>	<p><b>第32条</b> <b>〔以下略〕</b></p> <p>(債権者等による解除および共済金受取人による共済契約の存続)</p>
<p><b>第35条</b> <b>〔以下略〕</b></p> <p>(共済契約の無効)</p> <p><b>第36条</b> 共済契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、無効とします。</p> <p>(1) 発効日において、共済契約者が第6条(共済契約者の範囲)に定める共済契約者の資格をもたなかったとき、または被共済者が第7条(被共済者の範囲)に定める被共済者の範囲外の時</p> <p>(2) 被共済者が、発効日の前日にすでに死亡していたとき</p> <p>(3) 同一被共済者の共済契約の各共済金額が<b>第44条</b>(基本契約共済金額)、<b>第49条</b>(疾病入院特約共済金額)、<b>第54条</b>(歳満期型疾病入院特約共済金額)、<b>第59条</b>(疾病手術特約共済金額)、<b>第63条</b>(歳満期型疾病手術特約共済金額)、<b>第68条</b>(災害入院特約共済金額)、<b>第73条</b>(歳満期型災害入院特約共済金額)、<b>第78条</b>(災害手術特約共済金額)、<b>第82条</b>(歳満期型災害手術特約共済金額)および<b>第88条</b>(がん特約共済金額)に定める最高限度を超過していたとき(その超過する部分の共済金額の共済契約が無効となります。)</p> <p>(4) 共済契約の申込みに際し、共済契約者が被共済者の同意を得ていなかったとき</p> <p>(5) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがなされていたとき</p> <p><b>〔中略〕</b> <b>〔削除〕</b></p>	<p><b>第33条</b> <b>〔以下略〕</b></p> <p>(共済契約の無効)</p> <p><b>第34条</b> 共済契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、無効とします。</p> <p>(1) 発効日において、共済契約者が第6条(共済契約者の範囲)に定める共済契約者の資格をもたなかったとき、または被共済者が第7条(被共済者の範囲)に定める被共済者の範囲外の時</p> <p>(2) 被共済者が、発効日の前日にすでに死亡していたとき</p> <p>(3) 同一被共済者の共済契約の各共済金額が<b>第42条</b>(基本契約共済金額)、<b>第47条</b>(疾病入院特約共済金額)、<b>第52条</b>(歳満期型疾病入院特約共済金額)、<b>第57条</b>(疾病手術特約共済金額)、<b>第61条</b>(歳満期型疾病手術特約共済金額)、<b>第66条</b>(災害入院特約共済金額)、<b>第71条</b>(歳満期型災害入院特約共済金額)、<b>第76条</b>(災害手術特約共済金額)、<b>第80条</b>(歳満期型災害手術特約共済金額)および<b>第86条</b>(がん特約共済金額)に定める最高限度を超過していたとき(その超過する部分の共済金額の共済契約が無効となります。)</p> <p>(4) 共済契約の申込みに際し、共済契約者が被共済者の同意を得ていなかったとき</p> <p>(5) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがなされていたとき</p> <p><b>〔中略〕</b> <b>4. 前項の規定によりこの会が返還する共済掛金の額は、無効</b></p>

新条文	旧条文
<p>4. 第1項および第2項の場合において、すでに共済金および<u>契約者</u>割戻金等を支払っていたときは、この会は、その共済金および<u>契約者</u>割戻金等の返還を請求することができます。</p>	<p><u>に該当する最初の共済契約から無効が判明したときまでに払い込まれた共済掛金の額とします。ただし、返還する共済掛金の額は、無効が判明したときからさかのぼって3年間に払い込まれた共済掛金の額を限度とします。</u></p> <p>5. 第1項および第2項の場合において、すでに共済金および【挿入】割戻金等を支払っていたときは、この会は、その共済金および【挿入】割戻金等の返還を請求することができます</p>
<p>(告知義務違反による共済契約の解除)</p> <p><b>第37条</b> 【中略】</p> <p>4. 第1項の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかに該当した場合、告知義務違反による共済契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) この会が、契約締結の当時、告知義務違反の事実のあることを知っていた、または過失によりこれを知らなかったとき</p> <p>(2) この会との共済契約の締結を媒介できる者（以下「媒介者」といいます。）が、共済契約者または被共済者による告知を妨げたとき</p> <p>(3) 媒介者が、共済契約者または被共済者に対して、告知に関する事実を告げないように、または事実でないことを告げるようにすすめたとき</p> <p>(4) この会が、解除の原因を知ったときから1ヵ月を経過したとき</p> <p>(5) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から2年以内に当該被共済者にかかわる共済事故（<u>第20条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）</u>により共済期間中の事由とみなされる事由</p>	<p>(告知義務違反による共済契約の解除)</p> <p><b>第35条</b> 【中略】</p> <p>4. 第1項の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかに該当した場合、告知義務違反による共済契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) この会が、契約締結の当時、告知義務違反の事実のあることを知っていた、または過失によりこれを知らなかったとき</p> <p>(2) この会との共済契約の締結を媒介できる者（以下「媒介者」といいます。）が、共済契約者または被共済者による告知を妨げたとき</p> <p>(3) 媒介者が、共済契約者または被共済者に対して、告知に関する事実を告げないように、または事実でないことを告げるようにすすめたとき</p> <p>(4) この会が、解除の原因を知ったときから1ヵ月を経過したとき</p> <p>(5) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から2年以内に当該被共済者にかかわる共済事故【挿入】が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき</p>



新条文	旧条文
<p><u>を含みます。)</u>が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき</p> <p>(6) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から5年を経過したとき</p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>8. 前項の規定により増額分が解除された場合の取扱いは、<b>第21条</b>（共済金額の減額）の規定を準用します。</p>	<p>(6) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から5年を経過したとき</p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>8. 前項の規定により増額分が解除された場合の取扱いは、<b>第19条</b>（共済金額の減額）の規定を準用します。</p>
<p>(重大事由による共済契約の解除)</p> <p><b>第38条</b> この会は、次の各号のいずれかの<u>重大事由</u>に該当したときは、将来にむかって共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 共済契約者、被共済者(死亡共済金の場合を除きます。)または共済金受取人が、この会に<u>この共済契約にもとづく</u>共済金を支払わせることを目的として、故意に支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき</p> <p>(2) 共済契約者または共済金受取人が<u>この共済契約にもとづく</u>共済金の請求行為に関して詐欺をおこない、またはおこなおうとしたとき</p> <p>(3) 他の共済契約または保険契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に<u>反する状態がもたらされるおそれがあると認められる</u>とき</p> <p>(4) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア. 反社会的勢力に該当すると認められる場合</p> <p>イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合</p> <p>ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場</p>	<p>(重大事由による共済契約の解除)</p> <p><b>第36条</b> この会は、次の各号のいずれか<b>〔挿入〕</b>に該当したときは、将来にむかって共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 共済契約者、被共済者(死亡共済金の場合を除きます。)または共済金受取人が、この会に<b>〔挿入〕</b>共済金を支払わせることを目的として、故意に支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき</p> <p>(2) 共済契約者または共済金受取人が<b>〔挿入〕</b>共済金の請求行為に関して詐欺をおこない、またはおこなおうとしたとき</p> <p>(3) 他の共済契約または保険契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に<u>反すると認められた</u>とき</p> <p>(4) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア. 反社会的勢力に該当すると認められる場合</p> <p>イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合</p> <p>ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場</p>

新条文	旧条文
<p>合 エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合</p> <p>(5) <u>共済契約者、被共済者または共済金受取人がこの会、他の共済団体または保険会社との間で締結した共済契約または保険契約等が重大事由により解除される等により、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき</u></p> <p>〔以下略〕</p>	<p>合 エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合</p> <p>(5) <u>前4号のほか、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この会が当該契約の存続を不相当と認めたとき</u></p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(共済契約の消滅)</p> <p><u>第39条</u> 〔中略〕</p> <p>2. 前項の規定により共済契約が消滅した場合、かつ、<u>第47条</u> (死亡共済金を支払わない場合) の規定により死亡共済金を支払わない場合で、解約返戻金があるときは、共済契約者は、この会に対して解約返戻金を請求することができます。</p>	<p>(共済契約の消滅)</p> <p><u>第37条</u> 〔中略〕</p> <p>2. 前項の規定により共済契約が消滅した場合、かつ、<u>第45条</u> (死亡共済金を支払わない場合) の規定により死亡共済金を支払わない場合で、解約返戻金があるときは、共済契約者は、この会に対して解約返戻金を請求することができます。</p>
<p>(被共済者による共済契約の解除請求)</p> <p><u>第40条</u> 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、次の各号のいずれかに該当するときは、被共済者は共済契約者に対し、その共済契約の解除を請求することができます。</p> <p>(1) 共済契約者または共済金受取人に、<u>第38条</u> (重大事由による共済契約の解除) 第1項第1号または第2号に該当する行為があったとき</p> <p>(2) 共済契約者または共済金受取人が、<u>第38条</u> (重大事由による共済契約の解除) 第1項第4号に該当するとき</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、被共済者の共済契約者ま</p>	<p>(被共済者による共済契約の解除請求)</p> <p><u>第38条</u> 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、次の各号のいずれかに該当するときは、被共済者は共済契約者に対し、その共済契約の解除を請求することができます。</p> <p>(1) 共済契約者または共済金受取人に、<u>第36条</u> (重大事由による共済契約の解除) 第1項第1号または第2号に該当する行為があったとき</p> <p>(2) 共済契約者または共済金受取人が、<u>第36条</u> (重大事由による共済契約の解除) 第1項第4号に該当するとき</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、被共済者の共済契約者ま</p>

新条文	旧条文
<p>たは共済金受取人に対する信頼を損ない、<u>この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき</u></p> <p>(4) 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事情により、被共済者が第12条（共済契約の申込み）第1項の同意をするにあたって基礎とした事情に著しい変更があったとき</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>たは共済金受取人に対する信頼を損ない、<u>この会が当該契約の存続を不相当と認めたとき</u></p> <p>(4) 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事情により、被共済者が第12条（共済契約の申込み）第1項の同意をするにあたって基礎とした事情に著しい変更があったとき</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(詐欺または強迫による共済契約の取消し)</p> <p><u>第41条</u> 〔中略〕</p> <p>2. この会は、前項の規定による取消しをおこなった場合は共済金および<u>契約者</u>割戻金等を支払いません。すでに共済金および<u>契約者</u>割戻金等の支払いをおこなっていたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(詐欺または強迫による共済契約の取消し)</p> <p><u>第39条</u> 〔中略〕</p> <p>2. この会は、前項の規定による取消しをおこなった場合は共済金および〔挿入〕割戻金等を支払いません。すでに共済金および〔挿入〕割戻金等の支払いをおこなっていたときは、その返還を請求することができます。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(基本契約の無効等による特約の無効等)</p> <p><u>第42条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(基本契約の無効等による特約の無効等)</p> <p><u>第40条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(共済契約の解約返戻金)</p> <p><u>第43条</u> <u>共済契約の解約返戻金の額は、共済掛金積立金と未経過共済掛金の合計額とし、経過した年月数によって計算します。なお、1ヵ月に満たない未経過共済期間は解約返戻金による払い戻しの計算対象となりません。</u></p> <p><u>2. 前項にかかわらず、「歳満期型契約」の共済契約で第2編第2章の無解約返戻金特則を付帯している場合は、その特則で定める規定により取り扱います。</u></p>	<p>(共済契約の解約返戻金)</p> <p><u>第41条</u> 〔挿入〕</p> <p>〔挿入〕</p>
<p>(基本契約共済金額)</p> <p><u>第44条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(基本契約共済金額)</p> <p><u>第42条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(死亡共済金および重度障害共済金)</p>	<p>(死亡共済金および重度障害共済金)</p>

新条文	旧条文
<p><b>第46条</b> <b>〔以下略〕</b></p>	<p><b>第44条</b> <b>〔以下略〕</b></p>
<p>(死亡共済金を支払わない場合)</p>	<p>(死亡共済金を支払わない場合)</p>
<p><b>第47条</b> <b>〔以下略〕</b></p>	<p><b>第45条</b> <b>〔以下略〕</b></p>
<p>(重度障害共済金を支払わない場合)</p> <p><b>第48条</b> <b>第46条</b> (死亡共済金および重度障害共済金)の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかの原因によって被共済者が重度障害となったときには、重度障害共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者の故意によるとき</p> <p>(2) 被共済者の犯罪行為によるとき</p> <p>(3) 被共済者の故意によるとき(ただし、申込日から2年を超える自殺行為によるときを除きます。)</p>	<p>(重度障害共済金を支払わない場合)</p> <p><b>第46条</b> <b>第44条</b> (死亡共済金および重度障害共済金)の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかの原因によって被共済者が重度障害となったときには、重度障害共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者の故意によるとき</p> <p>(2) 被共済者の犯罪行為によるとき</p> <p>(3) 被共済者の故意によるとき(ただし、申込日から2年を超える自殺行為によるときを除きます。)</p>
<p>(疾病入院特約共済金額)</p>	<p>(疾病入院特約共済金額)</p>
<p><b>第49条</b> <b>〔以下略〕</b></p>	<p><b>第47条</b> <b>〔以下略〕</b></p>
<p>(疾病入院共済金)</p> <p><b>第51条</b> <b>〔中略〕</b></p> <p>6. <u>医師が退院してもさしつかえないと認定した日より後の入院については、第1項の入院日数に含めません。</u></p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>10. この会は、次の各号のいずれかに該当する入院については、疾病の治療を目的とした入院とみなして、前9項の規定を適用します。</p> <p>(1) <b>異常分娩による入院</b></p> <p>(2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院</p> <p>(3) 不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による入院</p>	<p>(疾病入院共済金)</p> <p><b>第49条</b> <b>〔中略〕</b></p> <p>6. <u>第1項の入院日数は、入院した日から医師が退院してもさしつかえないと認定した日までとします。</u></p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>10. この会は、次の各号のいずれかに該当する入院については、疾病の治療を目的とした入院とみなして、前9項の規定を適用します。</p> <p>(1) <b>この会が異常分娩と認めたものによる入院</b></p> <p>(2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院</p> <p>(3) 不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による入院</p>

新条文	旧条文
<p><b>〔削除〕</b></p> <p>(4) 他者の疾病の治療を目的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)による入院</p> <p>(5) 他者の不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)による入院</p>	<p><b>〔この会が認めたものに限ります。〕</b></p> <p>(4) 他者の疾病の治療を目的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)による入院</p> <p>(5) 他者の不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)による入院</p>
<p>(疾病長期入院共済金)</p> <p><b>第52条</b> <b>〔中略〕</b></p> <p>5. 前条第3項、第6項、第7項および第10項の規定は、<b>第1項、第2項および第3項</b>の場合に準用します。</p>	<p>(疾病長期入院共済金)</p> <p><b>第50条</b> <b>〔中略〕</b></p> <p>5. 前条第3項、第6項、第7項および第10項の規定は、<b>第1項および第2項</b>の場合に準用します。</p>
<p>(疾病入院特約の共済金を支払わない場合)</p> <p><b>第53条</b> 前2条の規定にかかわらず、この会は、疾病入院特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生したときは、当該共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(2) 被共済者の犯罪行為によるとき</p> <p>(3) 被共済者の薬物依存または薬物依存により生じた疾病によるとき</p> <p>(4) 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰、背痛で他覚症状のないものによるとき</p> <p>(5) <b>第51条</b>(疾病入院共済金)第10項第2号または第3号に該当する場合で、<b>第72条</b>(災害入院特約の共済金を支払わない場合)の規定に該当するとき</p>	<p>(疾病入院特約の共済金を支払わない場合)</p> <p><b>第51条</b> 前2条の規定にかかわらず、この会は、疾病入院特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生したときは、当該共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(2) 被共済者の犯罪行為によるとき</p> <p>(3) 被共済者の薬物依存または薬物依存により生じた疾病によるとき</p> <p>(4) 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰、背痛で他覚症状のないものによるとき</p> <p>(5) <b>第49条</b>(疾病入院共済金)第10項第2号または第3号に該当する場合で、<b>第70条</b>(災害入院特約の共済金を支払わない場合)の規定に該当するとき</p>
<p>(歳満期型疾病入院特約共済金額)</p> <p><b>第54条</b> <b>〔以下略〕</b></p>	<p>(歳満期型疾病入院特約共済金額)</p> <p><b>第52条</b> <b>〔以下略〕</b></p>

新条文	旧条文
<p>(歳満期型疾病入院特約の付帯)</p> <p><b>第55条</b> 【以下略】</p>	<p>(歳満期型疾病入院特約の付帯)</p> <p><b>第53条</b> 【以下略】</p>
<p>(歳満期型疾病入院共済金)</p> <p><b>第57条</b> 【中略】</p> <p>6. <u>医師が退院してもさしつかえないと認定した日より後の入院については、第1項の入院日数に含めません。</u></p> <p>【中略】</p> <p>10. この会は、次の各号のいずれかに該当する入院については、疾病の治療を目的とした入院とみなして、前9項の規定を適用します。</p> <p>(1) <b>異常分娩による入院</b></p> <p>(2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院</p> <p>(3) 不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による入院</p> <p>【削除】</p> <p>(4) 他者の疾病の治療を目的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)による入院</p> <p>(5) 他者の不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)による入院</p>	<p>(歳満期型疾病入院共済金)</p> <p><b>第55条</b> 【中略】</p> <p>6. <u>第1項の入院日数は、入院した日から医師が退院してもさしつかえないと認定した日までとします。</u></p> <p>【中略】</p> <p>10. この会は、次の各号のいずれかに該当する入院については、疾病の治療を目的とした入院とみなして、前9項の規定を適用します。</p> <p>(1) <u>この会が異常分娩と認めたものによる入院</u></p> <p>(2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院</p> <p>(3) 不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による入院</p> <p><u>(この会が認めたものに限ります。)</u></p> <p>(4) 他者の疾病の治療を目的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)による入院</p> <p>(5) 他者の不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)による入院</p>
<p>(歳満期型疾病入院特約の共済金を支払わない場合)</p> <p><b>第58条</b> 前条の規定にかかわらず、この会は、歳満期型疾病入院特約の共済金を支払わない場合については、<b>第53条</b>(疾病入院特約の共済金を支払わない場合)の規定を準用します。</p>	<p>(歳満期型疾病入院特約の共済金を支払わない場合)</p> <p><b>第56条</b> 前条の規定にかかわらず、この会は、歳満期型疾病入院特約の共済金を支払わない場合については、<b>第51条</b>(疾病入院特約の共済金を支払わない場合)の規定を準用します。</p>
<p>(疾病手術特約共済金額)</p>	<p>(疾病手術特約共済金額)</p>

新条文	旧条文
<p><b>第59条</b> 【以下略】</p> <p>(疾病手術共済金)</p> <p><b>第61条</b> 【中略】</p> <p>6. この会は、次の各号のいずれかに該当し、かつ別表第4「手術支払割合表」に定める手術については、疾病の治療を直接の目的とした手術とみなして、前5項の規定を適用します。</p> <p>(1) <u>異常分娩による手術（健康保険の療養の給付または療養費の対象となるものに限ります。）</u></p> <p>(2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日を経過した後を受けた手術</p> <p>(3) 不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による手術 <b>〔削除〕</b></p> <p>(4) 他者の疾病の治療を目的とする移植のための臓器等の提供（売買行為によるものを除きます。）による手術</p> <p>(5) 他者の不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的とする移植のための臓器等の提供（売買行為によるものを除きます。）による手術</p>	<p><b>第57条</b> 【以下略】</p> <p>(疾病手術共済金)</p> <p><b>第59条</b> 【中略】</p> <p>6. この会は、次の各号のいずれかに該当し、かつ別表第4「手術支払割合表」に定める手術については、疾病の治療を直接の目的とした手術とみなして、前5項の規定を適用します。</p> <p>(1) <u>この会が異常分娩と認めたものによる手術</u></p> <p>(2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日を経過した後を受けた手術</p> <p>(3) 不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による手術 <u>（この会が認めたものに限ります。）</u></p> <p>(4) 他者の疾病の治療を目的とする移植のための臓器等の提供（売買行為によるものを除きます。）による手術</p> <p>(5) 他者の不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的とする移植のための臓器等の提供（売買行為によるものはを除きます。）による手術</p>
<p>(疾病手術特約の共済金を支払わない場合)</p> <p><b>第62条</b> 前条の規定にかかわらず、この会は、疾病手術特約の共済金を支払わない場合については、<b>第53条</b>（疾病入院特約の共済金を支払わない場合）の規定を準用します。</p>	<p>(疾病手術特約の共済金を支払わない場合)</p> <p><b>第60条</b> 前条の規定にかかわらず、この会は、疾病手術特約の共済金を支払わない場合については、<b>第51条</b>（疾病入院特約の共済金を支払わない場合）の規定を準用します。</p>
<p>(歳満期型疾病手術特約共済金額)</p> <p><b>第63条</b> 【以下略】</p>	<p>(歳満期型疾病手術特約共済金額)</p> <p><b>第61条</b> 【以下略】</p>
<p>(歳満期型疾病手術特約の付帯)</p> <p><b>第64条</b> 【以下略】</p>	<p>(歳満期型疾病手術特約の付帯)</p> <p><b>第62条</b> 【以下略】</p>



新条文	旧条文
<p>(歳満期型疾病手術共済金)</p> <p><b>第66条</b> <b>〔中略〕</b></p> <p>6. この会は、次の各号のいずれかに該当し、かつ別表第4「手術支払割合表」に定める手術については、疾病の治療を直接の目的とした手術とみなして、前5項の規定を適用します。</p> <p>(1) <u>異常分娩による手術（健康保険の療養の給付または療養費の対象となるものに限ります。）</u></p> <p>(2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日を経過した後に受けた手術</p> <p>(3) 不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による手術 <b>〔削除〕</b></p> <p>(4) 他者の疾病の治療を目的とする移植のための臓器等の提供（売買行為によるものを除きます。）による手術</p> <p>(5) 他者の不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的とする移植のための臓器等の提供（売買行為によるものを除きます。）による手術</p>	<p>(歳満期型疾病手術共済金)</p> <p><b>第64条</b> <b>〔中略〕</b></p> <p>6. この会は、次の各号のいずれかに該当し、かつ別表第4「手術支払割合表」に定める手術については、疾病の治療を直接の目的とした手術とみなして、前5項の規定を適用します。</p> <p>(1) <u>この会が異常分娩と認めたものによる手術</u></p> <p>(2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日を経過した後に受けた手術</p> <p>(3) 不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による手術 <u>（この会が認めたものに限ります。）</u></p> <p>(4) 他者の疾病の治療を目的とする移植のための臓器等の提供（売買行為によるものを除きます。）による手術</p> <p>(5) 他者の不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的とする移植のための臓器等の提供（売買行為によるものを除きます。）による手術</p>
<p>(歳満期型疾病手術特約の共済金を支払わない場合)</p> <p><b>第67条</b> 前条の規定にかかわらず、この会は、歳満期型疾病手術特約の共済金を支払わない場合については、<b>第53条</b>（疾病入院特約の共済金を支払わない場合）の規定を準用します。</p>	<p>(歳満期型疾病手術特約の共済金を支払わない場合)</p> <p><b>第65条</b> 前条の規定にかかわらず、この会は、歳満期型疾病手術特約の共済金を支払わない場合については、<b>第51条</b>（疾病入院特約の共済金を支払わない場合）の規定を準用します。</p>
<p>(災害入院特約共済金額)</p> <p><b>第68条</b> <b>〔以下略〕</b></p>	<p>(災害入院特約共済金額)</p> <p><b>第66条</b> <b>〔以下略〕</b></p>
<p>(災害入院共済金)</p> <p><b>第70条</b> <b>〔中略〕</b></p> <p>4. <u>医師が退院してもさしつかえないと認定した日より後の</u></p>	<p>(災害入院共済金)</p> <p><b>第68条</b> <b>〔中略〕</b></p> <p>4. <u>第1項の入院日数は、入院した日から医師が退院しても</u></p>

新条文	旧条文
<p><u>入院については、第1項の入院日数に含めません。</u> 〔以下略〕</p>	<p><u>さしつかえないと認定した日までとします。</u> 〔以下略〕</p>
<p>(災害長期入院共済金) <u>第71条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(災害長期入院共済金) <u>第69条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(災害入院特約の共済金を支払わない場合) <u>第72条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(災害入院特約の共済金を支払わない場合) <u>第70条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(歳満期型災害入院特約共済金額) <u>第73条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(歳満期型災害入院特約共済金額) <u>第71条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(歳満期型災害入院特約の付帯) <u>第74条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(歳満期型災害入院特約の付帯) <u>第72条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(歳満期型災害入院共済金) <u>第76条</u> 〔中略〕 4. <u>医師が退院してもさしつかえないと認定した日より後の入院については、第1項の入院日数に含めません。</u> 〔以下略〕</p>	<p>(歳満期型災害入院共済金) <u>第74条</u> 〔中略〕 4. <u>第1項の入院日数は、入院した日から医師が退院してもさしつかえないと認定した日までとします。</u> 〔以下略〕</p>
<p>(歳満期型災害入院特約の共済金を支払わない場合) <u>第77条</u> 前条の規定にかかわらず、この会は、歳満期型災害入院特約の共済金を支払わない場合については、<u>第72条</u> (災害入院特約の共済金を支払わない場合) の規定を準用します。</p>	<p>(歳満期型災害入院特約の共済金を支払わない場合) <u>第75条</u> 前条の規定にかかわらず、この会は、歳満期型災害入院特約の共済金を支払わない場合については、<u>第70条</u> (災害入院特約の共済金を支払わない場合) の規定を準用します。</p>
<p>(災害手術特約共済金額) <u>第78条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(災害手術特約共済金額) <u>第76条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(災害手術共済金) <u>第80条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(災害手術共済金) <u>第78条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(災害手術特約の共済金を支払わない場合) <u>第81条</u> 前条の規定にかかわらず、この会は、災害手術特約の共済金を支払わない場合については、<u>第72条</u> (災害入院特約の共</p>	<p>(災害手術特約の共済金を支払わない場合) <u>第79条</u> 前条の規定にかかわらず、この会は、災害手術特約の共済金を支払わない場合については、<u>第70条</u> (災害入院特約の共</p>

新条文	旧条文
<p>（歳満期型災害手術特約共済金額）  <b>第82条</b> 〔以下略〕</p>	<p>（歳満期型災害手術特約共済金額）  <b>第80条</b> 〔以下略〕</p>
<p>（歳満期型災害手術特約の付帯）  <b>第83条</b> 〔以下略〕</p>	<p>（歳満期型災害手術特約の付帯）  <b>第81条</b> 〔以下略〕</p>
<p>（歳満期型災害手術共済金）  <b>第85条</b> 〔以下略〕</p>	<p>（歳満期型災害手術共済金）  <b>第83条</b> 〔以下略〕</p>
<p>（歳満期型災害手術特約の共済金を支払わない場合）  <b>第86条</b> 前条の規定にかかわらず、この会は、歳満期型災害手術特約の共済金を支払わない場合については、<b>第72条</b>（災害入院特約の共済金を支払わない場合）の規定を準用します。</p>	<p>（歳満期型災害手術特約の共済金を支払わない場合）  <b>第84条</b> 前条の規定にかかわらず、この会は、歳満期型災害手術特約の共済金を支払わない場合については、<b>第70条</b>（災害入院特約の共済金を支払わない場合）の規定を準用します。</p>
<p>（がん特約の型）  <b>第87条</b> 〔以下略〕</p>	<p>（がん特約の型）  <b>第85条</b> 〔以下略〕</p>
<p>（がん特約共済金額）  <b>第88条</b> 〔以下略〕</p>	<p>（がん特約共済金額）  <b>第86条</b> 〔以下略〕</p>
<p>（がん特約の責任開始日）  <b>第90条</b> 〔中略〕</p> <p>3. 前2項の規定にかかわらず、第15条（共済契約の更新および更改）の規定による更新契約において、がん特約診断共済金型から、がん特約治療共済金型またはがん特約治療共済金2倍型に申込みをする場合、責任開始日は、更新契約にかかる申込日から90日を経過した日の翌日または発効日のいずれか遅い日とします。ただし、発効日から、更新契約にかかる申込日から90日を経過した日の翌日までの間に、がん特約診断共済金型にかかる共済事故が発生した場合は、がん特約診断共済金型における共済金の支払の責任を負います。なお、共済金額を減額した場合の取扱い</p>	<p>（がん特約の責任開始日）  <b>第88条</b> 〔中略〕</p> <p>3. 前2項の規定にかかわらず、第15条（共済契約の更新および更改）の規定による更新契約において、がん特約診断共済金型から、がん特約治療共済金型またはがん特約治療共済金2倍型に申込みをする場合、責任開始日は、更新契約にかかる申込日から90日を経過した日の翌日または発効日のいずれか遅い日とします。ただし、発効日から、更新契約にかかる申込日から90日を経過した日の翌日までの間に、がん特約診断共済金型にかかる共済事故が発生した場合は、がん特約診断共済金型における共済金の支払の責任を負います。なお、共済金額を減額した場合の取扱い</p>

新条文	旧条文
<p>は、<b>第21条</b>（共済金額の減額）の規定を準用します。</p>	<p>は、<b>第19条</b>（共済金額の減額）の規定を準用します。</p>
<p>（悪性新生物または上皮内新生物の診断確定） <b>第91条</b> 【以下略】</p>	<p>（悪性新生物または上皮内新生物の診断確定） <b>第89条</b> 【以下略】</p>
<p>（がん特約診断共済金） <b>第92条</b> この会は、がん特約のうちがん特約診断共済金型において、被共済者が共済期間（がん特約を付帯している共済契約の共済期間に限ります。以下、次条から<b>第99条</b>までにおいて同じです。）中に次の各号のいずれかに該当する場合に、それぞれ各号に規定する金額をがん特約診断共済金として支払います。 （1）被共済者が責任開始日以後に悪性新生物と診断確定された場合には、悪性新生物診断共済金額に相当する金額 （2）被共済者が責任開始日以後に上皮内新生物と診断確定された場合には、上皮内新生物診断共済金額に相当する金額 <b>〔以下略〕</b></p>	<p>（がん特約診断共済金） <b>第90条</b> この会は、がん特約のうちがん特約診断共済金型において、被共済者が共済期間（がん特約を付帯している共済契約の共済期間に限ります。以下、次条から<b>第97条</b>までにおいて同じです。）中に次の各号のいずれかに該当する場合に、それぞれ各号に規定する金額をがん特約診断共済金として支払います。 （1）被共済者が責任開始日以後に悪性新生物と診断確定された場合には、悪性新生物診断共済金額に相当する金額 （2）被共済者が責任開始日以後に上皮内新生物と診断確定された場合には、上皮内新生物診断共済金額に相当する金額 <b>〔以下略〕</b></p>
<p>（がん特約入院共済金） <b>第93条</b> 【中略】 2. <u>医師が退院してもさしつかえないと認定した日より後の入院については、前項の入院日数に含めません。</u> <b>〔以下略〕</b></p>	<p>（がん特約入院共済金） <b>第91条</b> 【中略】 2. <u>前項の入院日数は、入院した日から医師が退院してもさしつかえないと認定した日までとします。</u> <b>〔以下略〕</b></p>
<p>（がん特約手術共済金） <b>第94条</b> 【以下略】</p>	<p>（がん特約手術共済金） <b>第92条</b> 【以下略】</p>
<p>（がん特約退院共済金） <b>第95条</b> この会は、がん特約において、<b>第93条</b>（がん特約入院共済金）に定めるがん特約入院共済金の支払われる入院を、被共済者が継続して20日以上した後、共済期間中に生存し</p>	<p>（がん特約退院共済金） <b>第93条</b> この会は、がん特約において、<b>第91条</b>（がん特約入院共済金）に定めるがん特約入院共済金の支払われる入院を、被共済者が継続して20日以上した後、共済期間中に生存し</p>

新条文	旧条文
<p>て退院したときは、がん特約退院共済金額に相当する金額を支払います。</p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>3. 前項の場合において、被共済者が<b>第93条</b>（がん特約入院共済金）の規定によるがん特約入院共済金の支払われる入院をし、次の各号のいずれかに該当する場合には、これらの入院は1回の入院とみなします。</p> <p>(1) 被共済者が、<b>第93条</b>（がん特約入院共済金）に定める入院の退院日の翌日以後180日以内にその入院と同一の原因により入院を開始したとき</p> <p>(2) 被共済者が転入院したとき</p>	<p>て退院したときは、がん特約退院共済金額に相当する金額を支払います。</p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>3. 前項の場合において、被共済者が<b>第91条</b>（がん特約入院共済金）の規定によるがん特約入院共済金の支払われる入院をし、次の各号のいずれかに該当する場合には、これらの入院は1回の入院とみなします。</p> <p>(1) 被共済者が、<b>第91条</b>（がん特約入院共済金）に定める入院の退院日の翌日以後180日以内にその入院と同一の原因により入院を開始したとき</p> <p>(2) 被共済者が転入院したとき</p>
<p>(がん特約通院共済金)</p> <p><b>第96条</b> この会は、がん特約において、<b>第93条</b>（がん特約入院共済金）に定めるがん特約入院共済金の支払われる入院を、被共済者が継続して5日以上した後、退院日の翌日以後180日以内（以下「通院責任期間」といいます。）かつ共済期間中にその入院の原因となった悪性新生物または上皮内新生物の治療を直接の目的として病院または診療所へ通院を開始した場合には、通院責任期間中かつ共済期間中の通院について、がん特約通院共済金として次の金額を支払います。</p> <p>がん特約通院共済金額×通院日数</p> <p>2. 前項に規定する通院責任期間中に、被共済者が<b>第93条</b>（がん特約入院共済金）に定めるがん特約入院共済金の支払われる入院を開始し、その入院期間が継続して5日以上となった場合には、当該通院責任期間は、その入院を開始した日の前日に終了します。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>(がん特約通院共済金)</p> <p><b>第94条</b> この会は、がん特約において、<b>第91条</b>（がん特約入院共済金）に定めるがん特約入院共済金の支払われる入院を、被共済者が継続して5日以上した後、退院日の翌日以後180日以内（以下「通院責任期間」といいます。）かつ共済期間中にその入院の原因となった悪性新生物または上皮内新生物の治療を直接の目的として病院または診療所へ通院を開始した場合には、通院責任期間中かつ共済期間中の通院について、がん特約通院共済金として次の金額を支払います。</p> <p>がん特約通院共済金額×通院日数</p> <p>2. 前項に規定する通院責任期間中に、被共済者が<b>第91条</b>（がん特約入院共済金）に定めるがん特約入院共済金の支払われる入院を開始し、その入院期間が継続して5日以上となった場合には、当該通院責任期間は、その入院を開始した日の前日に終了します。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>

新条文	旧条文
<p>(がん特約治療共済金)</p> <p><b>第97条</b> 【以下略】</p>	<p>(がん特約治療共済金)</p> <p><b>第95条</b> 【以下略】</p>
<p>(がん特約の共済金を支払わない場合)</p> <p><b>第98条</b> 前6条の規定にかかわらず、この会は、がん特約の共済金を支払わない場合については、<b>第53条</b> (疾病入院特約の共済金を支払わない場合) の規定を準用します。</p>	<p>(がん特約の共済金を支払わない場合)</p> <p><b>第96条</b> 前6条の規定にかかわらず、この会は、がん特約の共済金を支払わない場合については、<b>第51条</b> (疾病入院特約の共済金を支払わない場合) の規定を準用します。</p>
<p>(がん特約の無効)</p> <p><b>第99条</b> この会は、<b>第36条</b> (共済契約の無効) の規定にかかわらず、被共済者が、申込日前または申込日から責任開始日の前日以前に悪性新生物と診断確定されていた場合には、共済契約者および被共済者がその事実を知っていたか知らなかったかにかかわらず、がん特約は無効とします。</p> <p>【中略】</p> <p>5. 本条の適用がある場合には、<b>第37条</b> (告知義務違反による共済契約の解除)、<b>第38条</b> (重大事由による共済契約の解除) および<b>第42条</b> (基本契約の無効等による特約の無効等) の規定は適用しません。</p> <p>【中略】</p> <p>7. 前項の規定によりがん特約の共済金額を増額した更新契約のうちその増額部分が無効とされた場合の共済金額の減額にかかる取扱いについては、<b>第21条</b> (共済金額の減額) の規定を準用します。</p>	<p>(がん特約の無効)</p> <p><b>第97条</b> この会は、<b>第34条</b> (共済契約の無効) の規定にかかわらず、被共済者が、申込日前または申込日から責任開始日の前日以前に悪性新生物と診断確定されていた場合には、共済契約者および被共済者がその事実を知っていたか知らなかったかにかかわらず、がん特約は無効とします。</p> <p>【中略】</p> <p>5. 本条の適用がある場合には、<b>第35条</b> (告知義務違反による共済契約の解除)、<b>第36条</b> (重大事由による共済契約の解除) および<b>第40条</b> (基本契約の無効等による特約の無効等) の規定は適用しません。</p> <p>【中略】</p> <p>7. 前項の規定によりがん特約の共済金額を増額した更新契約のうちその増額部分が無効とされた場合の共済金額の減額にかかる取扱いについては、<b>第19条</b> (共済金額の減額) の規定を準用します。</p>
<p>(契約者割戻金)</p> <p><b>第100条</b> この会は、次条の規定により積み立てた契約者割戻準備金の中から次の各号のいずれかを満たす共済契約に対し、<b>当該事業年度の剰余に応じて</b>契約者割戻金の割り当てをおこないます。</p>	<p>(契約者割戻金)</p> <p><b>第98条</b> この会は、次条の規定により積み立てた契約者割戻準備金の中から次の各号のいずれかを満たす共済契約に対して、<b>別に定める基準により</b>、契約者割戻金の割り当てをおこないます。</p>

新条文	旧条文
<p>(1) 当該事業年度末に有効な共済契約</p> <p>(2) 当該事業年度中に満期を迎えた共済契約（発効日における年齢が満80歳以上の場合は、満85歳の満期を迎えた共済契約に限ります。）</p> <p>(3) 当該事業年度中に<u>第39条</u>（共済契約の消滅）第1項の規定により消滅した共済契約</p> <p>(4) 当該事業年度中にこの会が実施する他の共済事業規約にかかる共済契約を締結し移行した共済契約</p> <p>(5) 当該事業年度中に更改により終了した共済契約で、更改後の共済契約（当該事業年度中に2回以上更改した場合は、当該事業年度中の最後の更改後の共済契約）が第1号から前号までのいずれかに該当するもの</p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>3. この会は、共済期間中に共済契約者から据置割戻金の支払いの請求があったときおよび失効、解除等により共済契約が終了するときは、<u>細則に</u>定める方法により支払います。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>(1) 当該事業年度末に有効な共済契約</p> <p>(2) 当該事業年度中に満期を迎えた共済契約（発効日における年齢が満80歳以上の場合は、満85歳の満期を迎えた共済契約に限ります。）</p> <p>(3) 当該事業年度中に<u>第37条</u>（共済契約の消滅）第1項の規定により消滅した共済契約</p> <p>(4) 当該事業年度中にこの会が実施する他の共済事業規約にかかる共済契約を締結し移行した共済契約</p> <p>(5) 当該事業年度中に更改により終了した共済契約で、更改後の共済契約（当該事業年度中に2回以上更改した場合は、当該事業年度中の最後の更改後の共済契約）が第1号から前号までのいずれかに該当するもの</p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>3. この会は、共済期間中に共済契約者から据置割戻金の支払いの請求があったときおよび失効、解除等により共済契約が終了するときは、<u>別に</u>定める方法により支払います。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>（支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金）</p> <p><u>第101条</u> <b>〔以下略〕</b></p>	<p>（支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金）</p> <p><u>第99条</u> <b>〔以下略〕</b></p>
<p>（異議申立ておよび審査委員会）</p> <p><u>第102条</u> 共済契約者または共済金受取人は、共済契約または共済金の支払いに関するこの会の処分に不服があるときは、この会の処分があったことを知った日の翌日から60日以内にこの会に対して不服申立てを<u>おこなうもの</u>とします。</p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>3. 前項の規定による異議の申立ては、不服申立てに対するこの会の処分があったことを知った日の翌日から60日以内に、</p>	<p>（異議申立ておよび審査委員会）</p> <p><u>第100条</u> 共済契約者または共済金受取人は、共済契約または共済金の支払いに関するこの会の処分に不服があるときは、この会の処分があったことを知った日の翌日から60日以内にこの会に対して不服申立てを<u>おこなわなければなりません</u>。</p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>3. 前項の規定による異議の申立ては、不服申立てに対するこの会の処分があったことを知った日の翌日から60日以内に、</p>



新条文	旧条文
<p>書面をもって<u>おこなうものとします。</u> 〔以下略〕</p>	<p>書面をもって<u>おこなわなければなりません。</u> 〔以下略〕</p>
<p>(管轄裁判所) <u>第103条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(管轄裁判所) <u>第101条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(業務委託) <u>第104条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(業務委託) <u>第102条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(再共済または再保険) <u>第105条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(再共済または再保険) <u>第103条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(手術支払割合表の変更) <u>第106条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(手術支払割合表の変更) <u>第104条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(細 則) <u>第107条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(細 則) <u>第105条</u> 〔以下略〕</p>
<p><u>(規約および細則の変更)</u> <u>第108条</u> この会は、共済期間中であっても、法令等の改正、社会情勢の変化その他の事情によりこの規約または細則（以下この条において「規約または細則」といいます。）を変更する必要がある場合には、民法第548条の4にもとづきこの規約または細則を変更することにより、変更後の規約または細則について合意があったものとみなし、個別に共済契約者と合意をすることなく、保障内容、免責事由または諸手続き等の契約内容を変更することができます。 <u>2. 前項の場合、この会は、変更する旨および変更後の規約または細則ならびにその効力発生時期をこの会のホームページへの記載その他の適切な方法により周知します。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>(準拠法) <u>第109条</u> この規約および〔削除〕細則に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。</p>	<p>(準拠法) <u>第106条</u> この規約および<u>前条に定める</u>細則に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。</p>

新条文	旧条文
第2編 特 則 第1章 重度障害共済金不担保特則 (重度障害共済金不担保特則) <u>第110条</u> 【以下略】	第2編 特 則 第1章 重度障害共済金不担保特則 (重度障害共済金不担保特則) <u>第1条</u> 【以下略】
(特則の解約の禁止) <u>第111条</u> 【以下略】	(特則の解約の禁止) <u>第2条</u> 【以下略】
第2章 無解約返戻金特則 (無解約返戻金特則) <u>第112条</u> 【以下略】	第2章 無解約返戻金特則 (無解約返戻金特則) <u>第1条</u> 【以下略】
(特則の解約の禁止) <u>第113条</u> 【以下略】	(特則の解約の禁止) <u>第2条</u> 【以下略】
<u>第3章</u> <u>クレジットカード払特則</u> <u>(クレジットカード払特則の適用)</u> <u>第114条</u> この特則は、共済契約を締結する際または共済期間の <u>中途において、共済契約者が、クレジットカードの名義人</u> <u>の同意を得て、当該クレジットカードにより共済掛金を払</u> <u>い込む旨を申込み、かつ、この会がこれを承諾した場合に</u> <u>適用します。</u> <u>2. 前項のクレジットカードは、この会が指定するクレジッ</u> <u>トカード発行会社(以下「カード会社」といいます。)が</u> <u>発行するカードに限ります。</u> <u>3. この会は、この特則の適用に際して、カード会社にクレ</u> <u>ジットカードの有効性および利用限度額内であること等</u> <u>の確認(以下「有効性等の確認」といいます。)をおこな</u> <u>うものとします。</u> <u>(共済掛金の払込み)</u> <u>第115条</u> <u>共済掛金をクレジットカードにより払い込む場合、こ</u> <u>の会が当該クレジットカードの有効性等の確認をおこな</u>	【新設】

新条文	旧条文
<p><u>ったときは、本則第 14 条（共済契約の成立および効力の発生）第 1 項の規定にかかわらず、本則第 19 条（共済掛金の口座振替）第 2 項に定める振替日に共済掛金が払い込まれたものとして扱います。</u></p> <p><u>2. 同一のクレジットカードにより 2 つ以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。）の共済掛金を払い込む場合、共済契約者は、この会に対してその払込みの順序を指定できません。</u></p> <p><u>3. この会がクレジットカードの有効性等の確認をおこなった後でも、次の各号のいずれにも該当する場合には、第 1 項に定める共済掛金の払込みはなかったものとして扱います。</u></p> <p><u>（1）この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき</u></p> <p><u>（2）当該クレジットカードの名義人が、カード会社に対して、共済掛金相当額を支払っていないとき</u></p> <p><u>4. この会は、クレジットカードにより払い込む共済掛金について、共済掛金領収書を発行しません。</u></p> <p><u>（特則の消滅）</u></p> <p><u>第 116 条 次の各号の場合には、この特則は消滅します。</u></p> <p><u>（1）共済契約が終了したとき</u></p> <p><u>（2）共済掛金の払込みを要しなくなったとき</u></p> <p><u>（3）共済掛金の払込経路をクレジットカードによる払込み以外に変更したとき</u></p> <p><u>（4）この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき</u></p> <p><u>（5）この会がクレジットカードの有効性等の確認ができなかったとき</u></p>	

新条文	旧条文
<p><u>(6) カード会社がクレジットカードによる共済掛金払込みの取扱いを停止したとき</u></p> <p><u>2. 前項第4号から第6号までのいずれかの場合、共済契約者は、クレジットカードを第114条（クレジットカード払特則の適用）第2項に定める他のカードに変更するか、共済掛金の払込経路をクレジットカードによる払込み以外に変更することを要します。</u></p> <p><u>(本則の準用)</u></p> <p><u>第117条 この特則に別段の定めがない場合には、本則の規定を準用します。</u></p>	
<p><u>付則</u></p> <p><u>2019年（平成31年）2月15日規約一部改正）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1. この規約は厚生労働大臣の認可を受けた日（2019年（平成31年）3月26日）から施行し、2019年（令和元年）9月1日から適用します。なお、第108条（規約および細則の変更）については、2020年（令和2年）4月1日から適用します。</u></p> <p><u>2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。</u></p>	<p><b>〔新設〕</b></p>

新条文		旧条文																					
別表第2	不慮の事故等の定義とその範囲	別表第2	不慮の事故等の定義とその範囲																				
	〔中略〕		〔中略〕																				
	2. 外因による事故の範囲		2. 外因による事故の範囲																				
	外因による事故の範囲は下記に定めるものをいい、分類項目の内容については、〔削除〕「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠（厚生労働省大臣官房統計情報部編）」によります。		外因による事故の範囲は下記に定めるものをいい、分類項目の内容については、 <u>厚生労働省大臣官房統計情報部編</u> 「疾病、傷害及び死因〔挿入〕統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠〔挿入〕」によります。																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>分類番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔中略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〔削除〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類項目	分類番号	〔中略〕		〔削除〕			<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>分類番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔中略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>8. その他この会が特に認めたもの</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類項目	分類番号	〔中略〕		<u>8. その他この会が特に認めたもの</u>									
分類項目	分類番号																						
〔中略〕																							
〔削除〕																							
分類項目	分類番号																						
〔中略〕																							
<u>8. その他この会が特に認めたもの</u>																							
	3. 感染症の取扱い		3. 感染症																				
	<u>下表の感染症は不慮の事故とみなします。なお、分類項目および分類番号は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠（厚生労働省大臣官房統計情報部編）」によります。</u>		<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第6条第2項、第3項および第4項に定める感染症は不慮の事故とみなします。</u>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th><u>分類項目</u></th> <th><u>分類番号</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>コレラ</u></td> <td><u>A00</u></td> </tr> <tr> <td><u>腸チフス</u></td> <td><u>A01.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>パラチフスA</u></td> <td><u>A01.1</u></td> </tr> <tr> <td><u>細菌性赤痢</u></td> <td><u>A03</u></td> </tr> <tr> <td><u>腸管出血性大腸菌感染症</u></td> <td><u>A04.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>ペスト</u></td> <td><u>A20</u></td> </tr> <tr> <td><u>ジフテリア</u></td> <td><u>A36</u></td> </tr> <tr> <td><u>急性灰白髄炎&lt;ポリオ&gt;</u></td> <td><u>A80</u></td> </tr> <tr> <td><u>ラッサ熱</u></td> <td><u>A96.2</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>分類項目</u>	<u>分類番号</u>	<u>コレラ</u>	<u>A00</u>	<u>腸チフス</u>	<u>A01.0</u>	<u>パラチフスA</u>	<u>A01.1</u>	<u>細菌性赤痢</u>	<u>A03</u>	<u>腸管出血性大腸菌感染症</u>	<u>A04.3</u>	<u>ペスト</u>	<u>A20</u>	<u>ジフテリア</u>	<u>A36</u>	<u>急性灰白髄炎&lt;ポリオ&gt;</u>	<u>A80</u>	<u>ラッサ熱</u>	<u>A96.2</u>		〔挿入〕
<u>分類項目</u>	<u>分類番号</u>																						
<u>コレラ</u>	<u>A00</u>																						
<u>腸チフス</u>	<u>A01.0</u>																						
<u>パラチフスA</u>	<u>A01.1</u>																						
<u>細菌性赤痢</u>	<u>A03</u>																						
<u>腸管出血性大腸菌感染症</u>	<u>A04.3</u>																						
<u>ペスト</u>	<u>A20</u>																						
<u>ジフテリア</u>	<u>A36</u>																						
<u>急性灰白髄炎&lt;ポリオ&gt;</u>	<u>A80</u>																						
<u>ラッサ熱</u>	<u>A96.2</u>																						

新条文		旧条文	
<u>クリミヤ・コンゴ&lt;Crimean-Congo&gt; &gt;出血熱</u>	<u>A98.0</u>		
<u>マールブルグ&lt;Marburg&gt;ウイルス 病</u>	<u>A98.3</u>		
<u>エボラ&lt;Ebola&gt;ウイルス病</u>	<u>A98.4</u>		
<u>痘瘡</u>	<u>B03</u>		
<u>重症急性呼吸器症候群 [SARS] (た だし、病原体がコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに 限ります。)</u>	<u>U04</u>		
別表第3	がん特約で支払対象とする悪性新生物および上皮内 新生物	別表第3	がん特約で支払対象とする悪性新生物および上皮内 新生物
1. 悪性新生物および上皮内新生物の分類表 がん特約で支払対象とする悪性新生物および上皮内新生物と は次のものをいい、分類項目の内容については【削除】「疾病、 傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠 (厚生 労働省大臣官房統計情報部編)」によります。		1. 悪性新生物および上皮内新生物の分類表 がん特約で支払対象とする悪性新生物および上皮内新生物 とは次のものをいい、分類項目の内容については厚生労働省大 臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因【挿入】統計分類提 要 ICD-10 (2013年版) 準拠【挿入】」によります。	
【悪性新生物】		【悪性新生物】	
基本分類コード	分 類 項 目	基本分類コード	分 類 項 目
	〔中略〕		〔中略〕
C52	腫の悪性新生物<腫瘍>	C52	腫の悪性新生物<腫瘍>
	〔中略〕		〔中略〕
D38.1	肺類上皮血管内皮腫	〔挿入〕	〔挿入〕
	〔以下略〕		〔以下略〕

新条文					旧条文				
別表第4 手術支払割合表					別表第4 手術支払割合表				
対象となる手術				倍率	対象となる手術				倍率
〔中略〕					〔中略〕				
112. <u>膣</u> 壁形成術				10	112. <u>膣</u> 壁形成術				10
〔中略〕					〔中略〕				
116. 子宮 <u>膣</u> 部切除術				20	116. 子宮 <u>膣</u> 部切除術				20
〔中略〕					〔中略〕				
〔備考〕					備考				
1. 「治療を直接の目的」とする手術の定義 「治療を直接の目的」とする手術とは、傷病の治療のための手術をいい、「美容整形上の手術」「疾病を直接の原因としない不妊治療のための手術」「 <u>傷病を直接の原因としない</u> 視力矯正のための手術」「診断・検査のための手術」などは、「治療を直接の目的」とする手術には該当しません。					1. 「治療を直接の目的」とする手術の定義 「治療を直接の目的」とする手術とは、傷病の治療のための手術をいい、「美容整形上の手術」「疾病を直接の原因としない不妊手術」「〔挿入〕視力矯正のための手術」「診断・検査のための手術」などは、「治療を直接の目的」とする手術には該当しません。				
〔以下略〕					〔以下略〕				
別表第5 共済契約の種類					別表第5 共済契約の種類				
1. 共済契約の種類と契約内容					1. 共済契約の種類と契約内容				
共済契約の種類	生命型	入院付生命型	65歳以上専用年満期型	65歳以上専用歳満期型	共済契約の種類	生命型	入院付生命型	65歳以上専用年満期型	65歳以上専用歳満期型
契約内容					契約内容				
〔中略〕					〔中略〕				
<u>クレジットカード</u> 払特則	必須	必須	必須	必須	〔挿入〕	〔挿入〕	〔挿入〕	〔挿入〕	〔挿入〕
〔中略〕					〔中略〕				
(3) 65歳以上専用年満期型の契約は、〔削除〕被共済者1人に					(3) 65歳以上専用年満期型の契約は、 <u>この会が特に認める場合</u>				



新条文	旧条文
つき1つのみ締結できるものとします。  〔以下略〕	<u>を除き</u> 、被共済者1人につき1つのみ締結できるものとします。  〔以下略〕